

老人保健施設 ウェルハウスしらさぎ (介護予防)短期入所療養介護 重要事項説明書

令和7年7月1日改定

1、施設の概要

1) 施設の名称等

事業の種類	短期入所療養介護 (指定事業所番号 4452180013号) 介護予防短期入所療養介護
施設の名称	老人保健施設 ウェルハウスしらさぎ
施設の所在地等	〒873-0202 大分県国東市安岐町瀬戸田1035番地9
電話・FAX番号	電話 0978-67-3646 FAX 0978-67-3645
施設管理者	施設長 池田 正仁
開設年月日	平成10年5月24日
入所定員	80名 (一般入所、短期入所療養介護)

2) 施設の目的と運営方針

(1) 施設の目的

当事業は心身の状況や病状又は家族の疾病や冠婚葬祭及び出張の理由、若しくは家族の身体的・精神的な負担軽減を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を提供し、在宅生活が継続して行えるよう支援していくことを目的としています。

(2) 運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行います。また、ほかの保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

3) 居室・設備の概要

フロア	居 室	主な設備
3F	個室 6室 2人部屋 3室 4人部屋 7	食堂
2F	個室 2室 2人部屋 3室 4人部屋 8	食堂 浴室 (一般浴槽、機械浴槽、家庭浴槽)、 談話室
1F		機能訓練室、家族介護教室、 レクリエーションルーム

4) 施設の職員体制および内容

当施設では短期入所サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

短期入所療養介護(介護予防含む) サービス費の基準を満たす職員配置となっています。

(1) 医師	1名(施設長兼務)	(5) 管理栄養士	1名
(2) 看護職員	8名以上	(6) 歯科衛生士	1名
(3) 介護職員	19名以上	(7) 介護支援専門員	2名(支援相談員兼務)
(4) 理学療法士	4名	(8) 事務員	3名
作業療法士	1名		

<主な職員の勤務時間>

職 種	勤務体制
医師	8:30～17:30
看護職員	日勤 8:30～17:30 夜勤 16:00～翌日9:30
介護職員	日勤 8:30～15:30 遅出 10:00～19:00 早出 6:30～15:30 夜勤 16:00～翌日10:00
支援相談員・事務員	日勤 8:30～17:30 早出 8:00～17:00 遅出 9:00～18:00

2、当施設が提供するサービス

1) 医学的管理・看護

- ・医師や看護職員が、ご利用者様の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

2) 機能訓練（リハビリ・レクリエーション）

- ・理学療法士等を中心に看護・介護職員により、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るために必要な機能の改善、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

3) 食事

- ・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状態、および嗜好を考慮した食事を提供します。ご利用者の自立支援のため、離床して食堂にて食事を摂っていただくことを原則としています。

朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:00～

4) 入浴

- ・入浴を週2回行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。ただし利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

5) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した支援を行います。

6) 口腔ケア

- ・ご自分で美味しく食事を摂っていただけるよう、また肺炎など起こさないよう、毎食後の歯磨きやうがい、義歯の清掃管理、舌苔の除去などご利用者様の状態に合わせた口腔内の清潔管理を支援いたします。

7) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床して過ごしていただくよう配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活を送るため、適切な整容が行われるよう支援します。

8) 生活指導・相談援助サービス

- ・利用者およびご家族への相談援助、在宅ケアにおけるサービス調整を行います。

3、施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されているご利用者様の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

1) 面会時間

- ・平日（月曜日～金曜日、祝日含む） 午前 8:15～ 午後 6:00
 - ・土曜日、日曜日、年末年始、お盆期間 午前 8:30～ 午後 5:30
- 面会の方は、受付の面会用紙に必ず記入してください。

2) 外出

- ・外出を希望される場合は事前に許可が必要となりますので、フロアの職員へ事前にお申し出ください。食事の都合もありますので、お早めをお願いします。
- ・外出中に医療機関で診察を受けたり、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は制度上原則としてできません。体調が悪くなった場合は、まずは当施設へご連絡ください。

3) 所持品・備品等の持ち込み

- ・必要範囲の金銭は事務室で預り証と引き換えに管理することもできますが、多額の金銭や貴重品はお持ちにならないでください。万一紛失された場合は施設は責任を負いかねます。
- ・食品や薬品などの持ち込みについては、必ず本人に渡す前に職員へ確認するようお願い致します。

4) 飲酒

- ・飲酒は原則として禁止とさせていただきます。

5) 喫煙

- ・施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6) 火気取り扱い

- ・防火上、喫煙に使用するライター等は施設が管理いたします。

7) 施設・設備の利用上の注意

- ・故意に施設の備品等を破損したり、許可なく施設備品を外部へ持ち出すことはできません。
- ・施設内で秩序を乱すような言動、または他のご利用者様に対し迷惑を及ぼすような行為、宗教活動、営利活動はお控えいただきます。

8) 緊急時の連絡先

- ・入所前にお聞きしたご家族の連絡先等について変更がある場合は、早急に施設へご連絡ください。

4、 事故発生時の対応

短期入所中に事故が発生した場合は、医師および看護職員は直ちに適切な処置を行い、ご家族に連絡し、状況を説明します。また施設において対応が困難な傷害等については、協力医療機関に対応を依頼します。

5、 協力医療機関等

短期入所中の基本的な医学的管理は施設の医師が行いますが、容態の急変、専門医への受診が必要であると判断された場合は、ご家族へ連絡し医療機関への受診または入院等必要な措置を講じます。当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただいております。

- ・ 協力医療機関

- 名称 国東市民病院

- 住所 大分県国東市安岐町下原1456 TEL 0978-67-1211

- ・ 協力歯科医療機関

- 名称 さいとう歯科医院

- 住所 大分県国東市安岐町塩屋290-6 TEL 0978-67-2980

6、 身体拘束への対応

ご利用者様の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為は行いません。必要な場合は施設から説明の上、ご利用者様およびご家族に同意を頂き、拘束の期間等を明示いたします。

7、 非常災害対策

- 1) 非常時の対応 別途定める「老人保健施設ウェルハウスしらさぎ消防計画」に則り対応します。
- 2) 防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸、防火シャッター
- 3) 防災訓練 年2回以上(そのうち1回は夜間想定)

8、 虐待の防止

当施設は、虐待の防止のための体制を整備し、利用者に対する虐待防止に努めます。また、職員に対する虐待防止を啓発するための研修を実施し、常にご利用者様の心身の状況、健康状態を把握し、ご利用者様の権利擁護に努めます。

9、 損害賠償

施設はサービスを提供するにあたり、ご利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。ただし自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

10、 記録の開示

- 1) 当施設は、ご利用者様の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。(診療録については、5年間保管します。)
- 2) ご利用者様が上記の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。また、ご家族やその他(ご利用者様の代理人を含みます。)に対しては、ご利用者様の承諾その他必要と認められる場合に、これに応じます。

11、 要望および苦情等の受け付け

1) 当施設における要望・苦情の受け付け

当施設のサービスに関する要望や苦情は、以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付責任者 施設長 池田 正仁
- ・ 苦情受付窓口(担当者) 事務長 定村 智章
介護支援専門員 太田 恵美子
介護支援専門員 上野 貴寿

※一階エレベーター前に設置しております「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。即時対応できない事項につきましてはご利用者様、ご家族とのお話し合いの場を設け、検討していきます。

2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・ 国東市安岐総合支所地域振興課 (TEL) 0978-67-1111
- ・ 大分県国民健康保険団体連合会 (TEL) 097-534-8470

12、個人情報の保護

- 1) ご利用者様の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき、個人情報の保護に努めるものとします。
- 2) 当事業所が業務上知り得たご利用者様及びご家族様の個人情報については、原則的にサービス調整の目的以外には利用しません。外部への情報提供については、必要に応じてご利用者様及びご家族様又はその代理人の了承を得ます。
- 3) ご利用者様およびご家族様に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(付記)

- (1) 円滑なサービス提供実施に対する情報提供について、同意しがたい事項がある場合は、その旨を相談申出窓口までお申し出ください。
- (2) お申し出がないものについては同意していただいたものとして取扱いをさせていただきます。
- (3) これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことが可能です。

13、秘密保持

- 1) 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また従業者でなくなった後においてもこの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容としています。
- 2) 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者様の個人情報を用いる場合は利用者様の同意を、利用者様のご家族の個人情報を用いる場合はご家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

14、利用者代理人

ご利用者様が、自らの判断による本重要事項内容に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じると認められる場合、ご家族や予め選任した代理人等をもって行う必要があります。代理人選任に際して必要がある場合は、当事業所は成年後見制度や日常生活自立支援事業の内容を説明するものとします。

15、利用料金

1) 基本料金

(1) 基本料金

「在宅支援の程度」による施設区分や要介護認定の結果、居室の区分等によって利用料が異なります。

※ 保険給付部分の利用者負担は、「介護保険負担割合証」の負担割合に応じた額となります。

【在宅強化型】

＜従来型個室＞

＜多床室(4人部屋・2人部屋)＞

・要介護1	819 単位/日	・要介護1	902 単位/日
・要介護2	893 単位/日	・要介護2	979 単位/日
・要介護3	958 単位/日	・要介護3	1044 単位/日
・要介護4	1017 単位/日	・要介護4	1102 単位/日
・要介護5	1074 単位/日	・要介護5	1161 単位/日

※ 従来型個室に入所する場合でも以下のいずれかに該当し、個室への入所が必要であると医師が判断した場合は、多床室の単価が適用されます。

① 感染症等により個室への入所の必要がある場合

② 著しい精神症状等により、他入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがある場合

(2) 基本料金に係る加減算

- ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 51単位/日(在宅支援機能の要件に該当した場合)
- ・身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の1%を減算
- ・高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の1%を減算(措置をとっていない場合)
- ・業務継続計画未策定減算 所定単位数の1%を減算(計画を策定していない場合)

(3) 職員体制に応じた加算(②はいずれかの単位数を算定)

- ① 夜勤職員配置加算 24単位 /日(入所者20名に対し1名を上回る職員を配置)
- ② サービス提供体制強化加算Ⅰ 22単位 /日(介護職員のうち介護福祉士が80%以上等の場合)
Ⅱ 18単位 /日(介護職員のうち介護福祉士が60%以上等の場合)

(4) リハビリテーションについての加算

- ・個別リハビリテーション実施加算 240単位 /日(個別にリハビリテーションを行った場合)

(5) 栄養、口腔管理についての加算

- ・療養食加算 8単位 /回(1日3回を限度)
- ・口腔連携強化加算 50単位 /回(口腔の情報を主治医とCMに情報提供した場合)

- (6) 緊急等の受け入れについての加算
 - ① 認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位 /日(7日間を限度)
医師が緊急に短期入所を利用することが適当と判断した場合
 - ② 緊急短期入所受入加算 90単位 /日(14日間を限度)
介護支援専門員が緊急に短期入所の利用が必要と判断した場合
 - ③ 若年性認知症利用者受入加算 120単位 /日(65歳未満の認知症患者を受け入れた場合)
- (7) 送迎加算 184単位 /片道(入退所時ご自宅までの送迎を希望された場合)
- (8) 施設内で提供された医療についての加算
 - ① 重度療養管理加算 120単位 /日(要介護4または5の方に限る)
喀痰吸引・ストマ造設、褥瘡治療をしている方など医療的対応が必要な方を受け入れた場合
 - ② 緊急時治療管理518単位 /日(救命救急の治療を行った場合に一月に3日を限度)
- (9) 処遇改善及び職場環境改善に関する加算
 - ① 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)100単位 /月(複数の機器や介護助手等導入し業務改善を行う場合)
(Ⅱ)10単位 /月(テクノロジー導入し業務改善のデータを提出する場合)
 - ② 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ) 介護保険自己負担分合計の7.5%

2) その他の料金

- (1) 食費 朝食…445円、昼食…550円、おやつ…100円、夕食…550円
- (2) 居住費 多床室…437円/日、個室…1,728円/日
※「負担限度額認定証」を交付されている場合、下記の負担限度額が一日の上限となります。
・食費… 600円/日(第2段階)、1000円/日(第3段階①)、1300円/日(第3段階②)
・居住費… 多床室 370円/日(第2段階、第3段階①、第3段階②)
個室 550円/日(第2段階)、1,370円/日(第3段階①、第3段階②)
※ 外泊期間中でも居住費はご利用者様の負担となります。
※ 従来型個室に入所する場合でも以下のいずれかに該当し、個室への入所が必要であると医師が判断した場合は、多床室の単価が適用されます。
① 感染症等により個室への入所の必要がある場合(30日以内に限り)ます)
② 著しい精神症状等により、他入所者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがある場合
- (3) 日用生活費 100円 /日(石鹸、シャンプー、バスタオル等の費用として)
- (4) 理美容費 1,500円 /回
- (5) 持込み電化製品電気代 50円 /日(1品につき)
・施設の電源を使用する持ち込み電化製品を対象とします。電池を使用するものは除きます。
・電気かみそり、携帯電話(充電)は対象としません。
- (6) 私物洗濯代 4,180円 /月(税込み、取次手数料550円含む)
- (7) 文書料、受診代等 実費
ご利用者様の負担が適当であると認められる費用についてお支払いいただきます。

【 利用料金のお支払い方法 】

- 退所時又は月末締めで毎月2日頃に前月分の請求書を発行しますので、請求案内記載の指定期日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
 - 1) 受付け窓口での現金支払い
 - 2) 下記指定口座への振り込み
 - (1) 大分銀行安岐支店 普通 No. 5034336
 - (2) 安岐郵便局 01700-2-74379 振込先：医療法人健悠会 理事長 定村 智章
(リョウホウジン ケンユウカイ リジチョウ サダムラトモキ)
- ※ 尚、当施設発行の領収書には医療費控除対象の項目を表示しているほか、高額介護サービス費等の申請時に必要となる場合がありますので、大切に保管してください。

また、短期入所利用料金の支払いについては、下記の者を連帯保証人として選任します。

